

小川・鶴間地区住居表示について 新設する町区域及び町名の案を公示します

○住居表示整備審議会を開催しました

市民懇談会でまとめていただいた案を市の案とし、審議していただきました。

- ・開催日時 2015年3月20日 午前11時から12時
- ・委員 学識経験者、関係機関の代表者(町田警察署・町田消防署・東京法務局町田出張所)、市議会議員、副市長
- ・結果 原案通り可決しました。

○案の公示

- ◆公示期間 6月2日から7月2日
- ◆公示場所 町田市庁舎 各市民センター (参考として町田市ホームページにも掲載)
- ◆公示内容 新設する町区域及び町名の案(裏面をご参照ください)

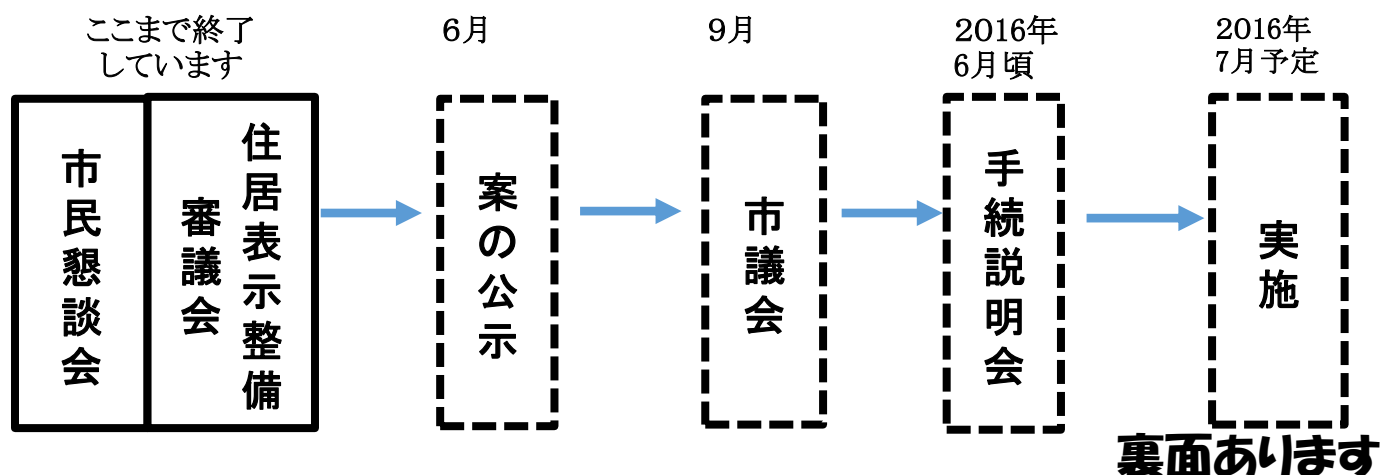
公示する案の概要

- ・小川地区 (現在の町田街道を境としました)
小川五丁目、小川六丁目、小川七丁目
- ・鶴間地区のうち田園都市線から北側地区
南町田一丁目、南町田二丁目、南町田三丁目、南町田四丁目、南町田五丁目
- ・鶴間地区のうち田園都市線から南側地区
鶴間四丁目、鶴間五丁目、鶴間六丁目、鶴間七丁目、鶴間八丁目

※公示期間中、市の案に対し変更の請求をすることができます。

変更の請求には、上記小川・鶴間の住居表示実施区域にお住まいで、選挙人名簿に記載されている50名以上の方の署名(住所、生年月日含む)押印と変更案が必要です。

<今後の予定(概要)>



公示する新町区域・町名案

